

緊急時における連絡フロー

貨物自動車運送事業者は下記の事故が発生した場合には、電話等で24時間以内に報告しなければなりません。※1また、国土交通省では運行の安全にかかわる事件等の発生や未然防止を図る必要から、下記の事件・予告について速やかな状況報告を事業者をお願いしています。※2

※1 「自動車事故報告規則」第4条、「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」

※2 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」

速報対象の事故※1	速報対象の事件※2
<ul style="list-style-type: none">◦ 2名以上の死者発生（第一当事者に限る）◦ 5名以上の重傷者発生（第一当事者に限る）◦ 10名以上の負傷者発生（第一当事者に限る）◦ 転覆等による危険物の飛散・漏洩◦ 酒気帯び運転を伴う事故◦ 脳・心臓疾患、意識喪失に起因する事故（運行中止を含む）◦ 自然災害に起因する事故◦ 社会的に影響の大きい事故（報道があったや取材を受けたなど）	<ul style="list-style-type: none">◦ 施設等への立てこもり◦ 爆弾等の爆発◦ 核物質、薬剤等の散布◦ 社会的影響が大きい事件（報道があったなど）◦ 上記事件の予告 <p>対象事件に該当するか判断が難しい場合でもかまいません</p>

把握している範囲内にかまわないので

「第一報」は大至急、電話で

《連絡先》 秋田運輸支局 整備部門保安担当

電話 018-863-5811（フック2） **時間外** 090-4551-6680

FAX 018-864-0250

【休日等連絡がつかない場合は東北運輸局090-7065-7852】

なお、後日で構いませんので、当協会にも報告の旨、情報提供をいただければ幸いです

報 告 事 項	
事故	事件・事件予告
<ul style="list-style-type: none">◦ 発生日時・場所（いつ、どこで）◦ 事故概要（何が、どうした）◦ 負傷者等の発生状況（被害状況）◦ 路面等の交通状況◦ 事業者名、営業所名、氏名、連絡先◦ 事故車の登録番号◦ ドラレコ、被害軽減ブレーキの有無	<ul style="list-style-type: none">◦ 事業者名◦ 緊急連絡担当者・連絡先◦ 発生（予告）日時・場所◦ 事件概要（受信概要）◦ 被害概要◦ 警察の対応状況等（警察への対応状況）◦ （今後の対応） <p>※（ ）は事件予告の場合</p>

東北運輸局「事故発生時における速報フロー」「事件発生時における報告フロー」を基に作成